

五島市安全・安心まちづくり推進条例をここに公布する。

平成19年12月21日

五島市長 中尾郁子（署名）

五島市条例第40号

五島市安全・安心まちづくり推進条例

（目的）

第1条 この条例は、市民が安全に、かつ、安心して暮らし、又は滞在することができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）を、市、市民及び事業者が一体となって推進し、もって個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 五島市内に住所を有する者及び旅行、帰省等で五島市を訪れたすべての滞在者をいう。
- (2) 事業者 五島市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行わなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、過去の犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらを承継することができるように行わなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、安全で安心なまちづくりについて市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意識を高揚させるための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全を確保するための環境整備など必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする児童、高齢者、障害者等に配慮しなければならない。

3 市は、第1項の施策の実施に当たっては、市民等の意見を十分に反映させ、常

に国、県その他の関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な連携を図るよう努めなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を積極的に習得するとともに、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、犯罪に関し知り得た情報を関係機関等に対し提供するなどして犯罪の発生を防止するよう努めなければならない。

4 市民は、犯罪が発生したときは、相互に協力して被害者を救助するとともに、関係機関等への通報を行うなど安全の確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、市民の安全に十分配慮して、その所有し、又は管理する土地及び建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、犯罪に関し知り得た情報を関係機関等に対し提供するなどして犯罪の発生を防止するよう努めなければならない。

5 事業者は、犯罪が発生したときは、被害者を救助するとともに、関係機関等への通報を行うなど安全の確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域安全まちづくり活動）

第7条 市民等は、各地域で自主的に行われる地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に積極的に取り組まなければならない。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(五島市安全・安心まちづくり推進協議会の設置)

第9条 安全で安心なまちづくりを推進するため、五島市安全・安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の所掌事務等)

第10条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域安全まちづくり活動に関する事項
- (2) 学校等における児童等の安全の確保に関する事項
- (3) 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関し必要な事項

2 協議会は、前項に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(協議会の組織)

第11条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、安全で安心なまちづくりについて優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(協議会の会長)

第13条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理すべき委員が共に欠けたときは、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができ

ない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第15条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議結果の答申)

第16条 協議会は、その調査及び審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に答申しなければならない。

(会議録の作成)

第17条 会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(守秘義務)

第18条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議会の庶務)

第19条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に招集すべき協議会の会議は、第14条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 交通安全対策協議会委員の項の次に次のように加える。

安全・安心まちづくり推進協議 会委員	5,800円		
-----------------------	--------	--	--

|